

令和4年度執行議員選挙選任の概要

商工会議所の議員は、会員の代表として選ばれ、商工会議所の運営に直接参画し、商工会議所の課せられた「政策提言活動」、「中小企業の活力強化」、「地域経済の活性化」の3つのミッションを果たすべく、各種事業の推進役としての重要な役割を担っています。

その議員の任期が令和4年10月31日をもって満了するため、「福山商工会議所議員選挙選任規約」に基づき選挙選任を行います。

1. 議員の定数・構成、役割、任期

(1) 定数・構成

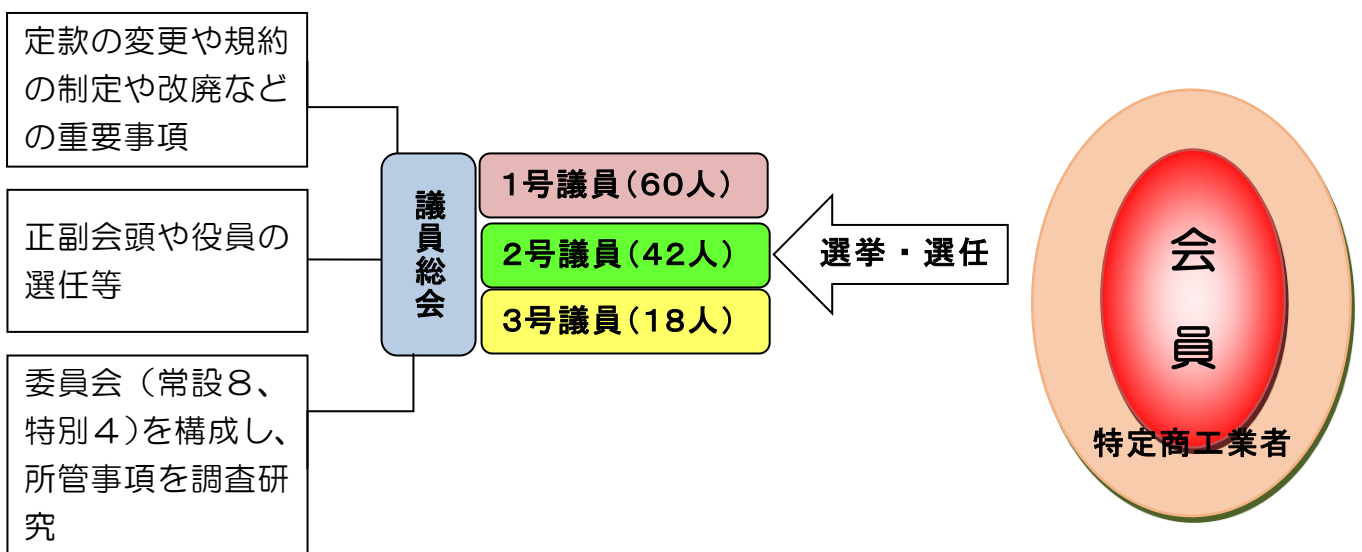
定数は120人。1号議員（定数60人）、2号議員（定数42人）、3号議員（定数18人）で構成されています。

(2) 役割

当所の最高意思決定機関である議員総会を構成し、定款の変更や規約の制定、改廃などの重要事項や、会頭を始めとした役員を選任及び解任などを審議、議決します。また、委員会の構成員となり、所属する委員会の所管事項について調査研究にあたります。

(3) 任期

任期は3年。令和4年11月1日から令和7年10月31日まで

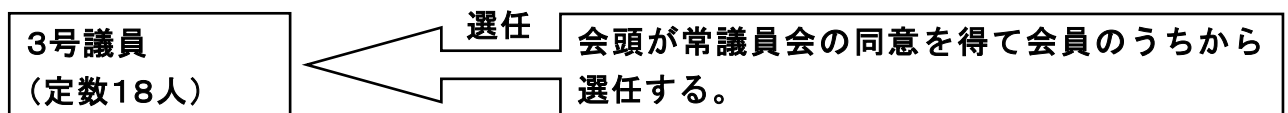
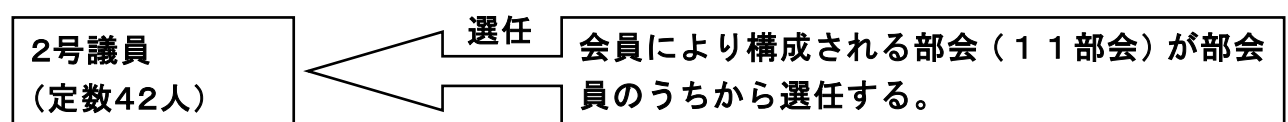
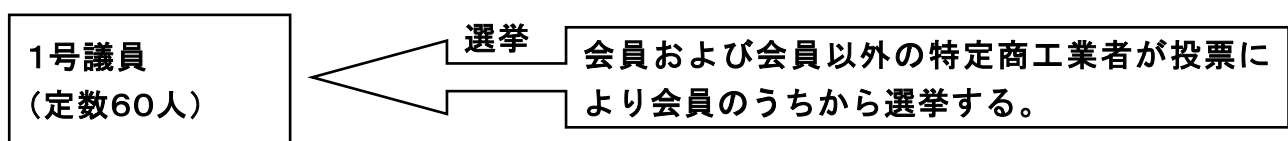


2. 議員の選出方法

議員は、1号議員、2号議員、3号議員でそれぞれ選出方法が異なりますが、選挙・選任に参加するためには、選挙人名簿に登載されなくてはなりません。そのためには次の要件が必要です。

会員（特別会員を除く）及び会員以外の特定商工業者で、令和4年度の会費又は特定商工業者負担金を所定期日までに納入しなければ選挙人名簿に登載されません。

所定期日：令和4年9月10日(土)午後5時まで



《 選挙権 》

会員および会員以外の特定商工業者で、令和4年9月10日(土)午後5時まで(以下、「所定期日」という。)に、令和4年度の会費または特定商工業者負担金を納入した方に選挙権は与えられます。また、特別会員には選挙権はありません。

《 被選挙権 》

議員に選出される資格は、会員のみが有しており、所定期日までに令和4年度の会費を納入していなくてはなりません。また、特別会員および会員以外の特定商工業者には被選挙権はありません。

以上、議員は3つの方法で選出されますが、当選後の議員の権限等に差異はありません。これらの議員をもって議員総会を構成し、議員としての職務を行います。

特別会員とは

- ①定款第10条（会員の資格）を満たしていない方（地区外の商工業者、商工業者でない者等）で、当会議所の趣旨に賛同し入会している方を指します。
- ②特別会員は、定款に定める会員の資格を満たさないため、議員選挙選任に参加できません。

特定商工業者とは

- ①「特定商工業者」は、商工会議所法に基づく、地区内商工業者の実態を把握するための制度です。
- ②当所の地区内に営業所等を有し6月以上経過している商工業者のうち、一定基準を満たした方は「特定商工業者」に該当し「法定台帳」への登録が義務づけられています。
- ③当所では、福山市長より認可を得て、地区内商工業の発展のため「法定台帳」を適正に管理、運営しております。
- ④商工会議所は地区内商工業者の共同社会を基盤とし、各種の事業活動を行うため、その活動は公益性を帯びると共に、地区内商工業者に対し大きな影響を及ぼすことから、「特定商工業者」についても、商工会議所の運営に直接参画する議員の選挙に参加することが、商工会議所法により認められています。
- ⑤議員選挙に参加するためには、所定期日までに「特定商工業者負担金」を納入しなければなりません。
- ⑥所定期日までに「特定商工業者負担金」を納入した「特定商工業者」には、選挙権が一つ与えられます。
- ⑦また、現在会員以外の特定商工業者も、所定期日までに会員加入の手続きを行い、加入金および会費を納入することで、会員として議員選挙選任に参加することができます。

3. 1号議員選挙について

1号議員は、会員（特別会員を除く、以下同じ）および会員以外の特定商工業者が投票により会員のうちから選挙します。

選挙は、「福山商工会議所議員選挙選任規約」に基づいた日程により実施されます。

《選挙人》

1号議員選挙の選挙権を有する方は、会員および会員以外の特定商工業者です。ただし所定期日までに令和4年度の会費または特定商工業者負担金を納入していないと選挙権はありません。

《選挙権個数》

(会 員)

会費の口数により1号議員の選挙権数が決まります。(別表参照)

ただし、特別会員には選挙権はありません。

○会員へ未加入の方も、所定期日までに、入会手続きを終え、入会金および会費を納入し、常議員会で承認を得ることで選挙権を得ることができます。

○既に会員である方は、所定期日までに会費口数を増口し会費を納入することで、より多くの選挙権数を持つことができます。

(会員以外の特定商工業者)

所定期日までに、「特定商工業者負担金」を納入することで、選挙権一つを得られます。

また所定期日までに当所の会員に加入することで、会費口数に応じた選挙権数を得ることができます。

(別 表)

会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数
1	2	12~13	12	50~54	22	100~104	32	150~154	42
2	3	14~15	13	55~59	23	105~109	33	155~159	43
3	4	16~17	14	60~64	24	110~114	34	160~164	44
4	5	18~19	15	65~69	25	115~119	35	165~169	45
5	6	20~24	16	70~74	26	120~124	36	170~174	46
6	7	25~29	17	75~79	27	125~129	37	175~179	47
7	8	30~34	18	80~84	28	130~134	38	180~184	48
8	9	35~39	19	85~89	29	135~139	39	185~189	49
9	10	40~44	20	90~94	30	140~144	40	190以上	50
10~11	11	45~49	21	95~99	31	145~149	41		

1号議員への立候補

立候補の資格・・・選挙権を持つ会員に限ります。

立候補の届出・・・立候補は、令和4年9月21日(水)から10月9日(日)までに「立候補届」を選挙長(専務理事)に届け出ることにより行います。また、他人を1号議員の立候補者に推薦するときは、本人の承諾を得て届け出ることができます。届出とともに選挙負担金15万円を納入していただきます。

立候補の辞退・・・1号議員に立候補した方が立候補を辞退するときは、令和4年9月21日(水)から10月13日(木)までに「立候補辞退届」を選挙長(専務理事)に届け出なければなりません。

※2号議員、3号議員に選任され就任を承諾した方は、1号議員に立候補できません。

※投票時間等については、令和4年9月21日(水)に行う選挙公告によりお知らせします。

※立候補届の受け付けを締切った時点(令和4年10月9日(日)午後5時)において、立候補者数が定数(60人)を超えないとき、または立候補辞退届締切(令和4年10月13日(木)午後5時)までに定数を超えなくなったときは、選挙長は直ちにその旨を公告し、併せて選挙会を開き、候補者をもって当選人とします。その場合選挙は行われません。

選挙及び投票

(選挙)

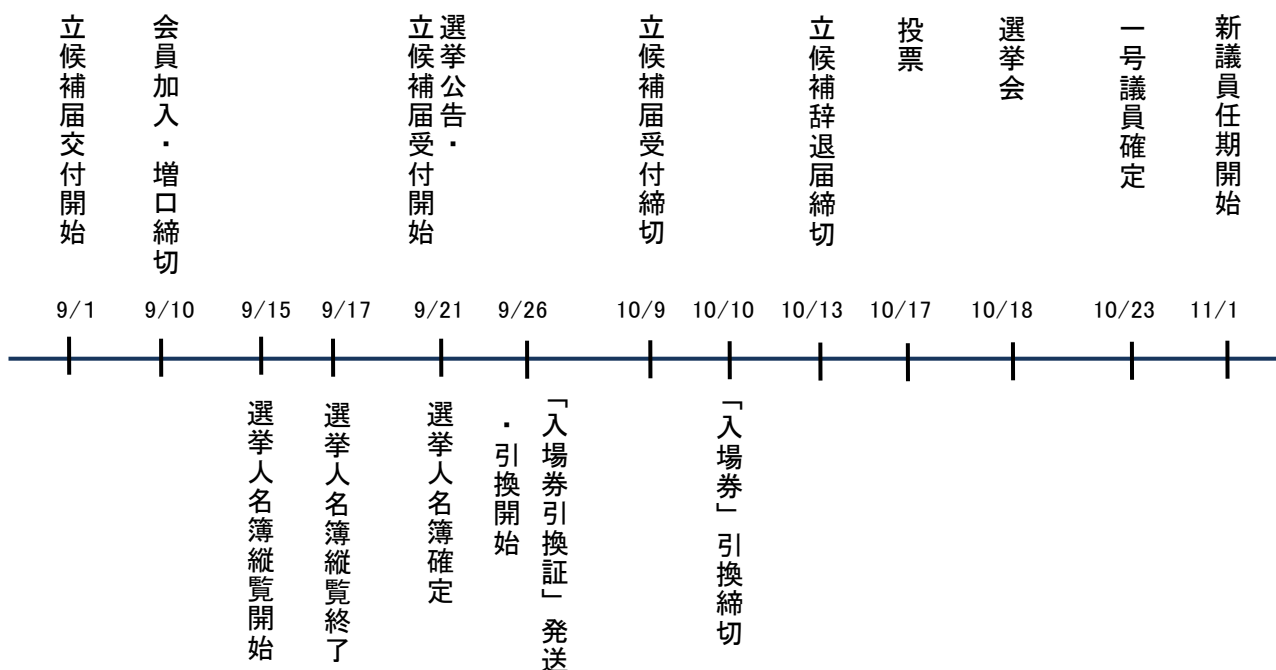
1号議員の立候補者数が定数(60人)を上回った場合、選挙が行われます。

投票日 令和4年10月17日(月)

場 所 福山商工会議所

(投票)

- ①投票は、令和4年9月10日(土)現在において作成され、9月21日(水)に確定する「選挙人名簿」(以下、「確定選挙人名簿」という。)に登載された、会員および会員以外の特定商工業者により行われます。
- ②「確定選挙人名簿」に登載された方であっても、選挙当日までに選挙権を有しなくなった方は投票することができません。
- ③選挙人に対しては、あらかじめ「入場券引換証」(選挙権数1個に対し1枚)が交付されます。入場券引換期間中(下図参照)に当会議所において「入場券引換証」を持参した方に、持参した枚数と同数の効力がある「入場券」を交付します。
- ④投票日に投票所において、「確定選挙人名簿」と対照のうえ、持参した「入場券」の選挙権数と同数の効力がある「投票用紙」を交付します。(「入場券引換証」を「入場券」に引換えていないと投票できません。)



選挙人名簿とは

- ① 「選挙人名簿」とは、令和4年9月10日（土）現在の会員および会員以外の特定商工業者の事業所名、代表者名、所在地、営業の種類、会費口数、特定商工業者該非、選挙権数を記載したものです。
- ② 「選挙権名簿」は令和4年9月15日（木）から9月17日（土）まで当会議所において縦覧に供し、9月21日（水）をもって確定します。（確定した名簿を「確定選挙人名簿」といいます。）

当選人の決定

- ① 当選人は、1号議員立候補者のなかから、有効投票の最多数を得た方から順次当選人とします。
- ② 得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長が抽選で当選人を定めます。
- ③ 1号議員立候補者が、1号議員の定数（60人）を超えないとき、または超えなくなったときは、選挙長は直ちにその旨を公告し、併せて選挙会を開き、候補者をもって当選人と定めます。

4. 2号議員の選任について

- ① 2号議員は、会員により構成する部会（小売商業部会、卸売商業部会、機械金属工業部会、繊維工業部会、食品工業部会、木材・伝統産業部会、一般工業部会、建設部会、金融業部会、運輸・通信業部会、観光・サービス業部会の11部会）において、部会員のうちから選任されます。
- ② 2号議員選任のため、8月上旬に所属部会の確認を行います。所属部会の変更を希望する事業所は、令和4年9月10日（土）午後5時（以下「所定期日」という。）までに申し出ることによって所属部会を変更することができます。
- ③ 2号議員に選任され、また選任する資格のある方は、所定期日までに会費を納入した会員に限られます。特別会員および会員でない特定商工業者は、2号議員の選任に参加できません。
- ④ 会員へ未加入の方も、所定期日までに入会手続きを終え、入会金及び会費を納入し、常議員会で承認を得ることで、希望の部会に所属し2号議員の選任に参加できます。
- ⑤ 2号議員（42人）の各部会に対する割当は、所定期日における会員数及び会費口数を勘案し、令和4年9月26日（月）開催の常議員会において決定されます。
- ⑥ 2号議員選任のための部会は令和4年10月3日（月）、4日（火）および5日（水）に開催されます。
- ⑦ 2号議員に選任され、就任を承諾する場合は、「就任承諾書」の提出とともに選挙負担金20万円を納入していただきます。

5. 3号議員の選任について

- ① 3号議員は、「確定選挙人名簿」に登載された会員のうちから、会頭が常議員会の同意を得て選任します。
- ② 3号議員が選任される常議員会は令和4年9月26日（月）に開会されます。
- ③ 3号議員に選任され、就任を承諾する場合は、「就任承諾書」の提出とともに、選挙負担金を30万円納入していただきます。

6. 役員を選任等について

- ① 当会議所の役員定数は以下の通りです。

会 頭	1人
副 会 頭	4人
専務理事	1人
常 議 員	40人
監 事	3人
- ② 上記の他、理事を3人以内置くことができます。
- ③ 理事を除く役員は、議員総会において選任されます。
- ④ 理事は、常議員会において選任されます。
- ⑤ 役員を選任する議員総会及び常議員会は、新たに選挙選任された議員の任期開始後、あらかじめその旨を通知し、かつ、公告し開会されます。
- ⑥ 役員任期は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までですが、後任者が就任するまでの間は、任期終了後も引き続きその任務を行います。

7. その他

- ① 議員となった法人又はその他の団体は、「議員の職務を行う者」（法人等の役員）を1人定め、届け出なければなりません。
- ② 議員総会等、議員としての活動は「議員の職務を行う者」が行います。

議員選挙選任に関するお問い合わせ先

福山商工会議所 総務部総務課 TEL：084-921-2345